

(表)

第 号	小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証	写真
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者は、三浦市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第17条の規定による立入検査を行う者であることを証明する。		
	年 月 日交付	
	年 月 日まで有効	
	三浦市長	印

(裏)

三浦市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋）

第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

縦 55ミリメートル 横 90ミリメートル